

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領に基づく
現金取得者向け新築対象住宅証明業務に係る手数料表

(令和5年4月1日改正版)

1 【新築】

() は税込価格

適用する住宅性能		一戸建ての住宅(店舗等併用住宅含む)(※1)		共同住宅
		手数料	評価書等(※2)を活用する場合	
①省エネルギー性	断熱等性能等級4	34,000円 (37,400円)	5,000円 (5,500円)	別途見積りによる (共同住宅には、長屋、連続建て、重ね建てを含む。)
	一次エネルギー消費量等級4以上			
②耐久性・可変性		29,000円 (31,900円)		
③耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	36,000円 (39,600円)		
	免震建築物	別途見積りによる		
④バリアフリー性		29,000円 (31,900円)		
1 適用する住宅性能を2以上選択した場合は、選択する住宅性能ごとの手数料を合計した額とします。 2 耐震性で、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとします。				

2 【変更計画】

() は税込価格

適用する住宅性能		一戸建ての住宅(店舗等併用住宅含む)(※1)		共同住宅
		手数料	評価書等(※2)を活用する場合	
①省エネルギー性	断熱等性能等級4	17,000円 (18,700円)	5,000円 (5,500円)	別途見積りによる (共同住宅には、長屋、連続建て、重ね建てを含む。)
	一次エネルギー消費量等級4以上			
②耐久性・可変性		15,000円 (16,500円)		
③耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	18,000円 (19,800円)		
	免震建築物	別途見積りによる		
④バリアフリー性		15,000円 (16,500円)		
1 適用する住宅性能を2以上選択した場合は、選択する住宅性能ごとの手数料を合計した額とします。 2 耐震性で、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとします。				

※1 店舗等併用住宅(住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所等)の床面積より多い場合に限る。)の手料は【一戸建て住宅】の手料とします。

※2 「評価書等」とは、次の(1)又は(2)のいずれかの書類をいいます。

(1) 適用する住宅性能の内容が確認できる「対象となる書類」(ふくしま建築住宅センターが交付したものに限る。)

住宅性能	確認できる住宅性能の内容	対象となる書類
①省エネルギー性	断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上	・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・長期使用構造等確認書
②耐久性・可変性	劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上	
③耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上、又は、免震建築物	・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
④バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書

(2) 住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書又は特別評価方法認定書(いずれも、適用する住宅性能の内容が確認できるものに限る。)

3 証明書の追加発行

発行依頼1回で1住戸につき、2,000円(税込価格2,200円)とします。